

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成28年6月、第4回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

2番岡本委員から欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中13名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後1時34分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号7番田下委員、8番根岸委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

経営面積の中には、寄居町大字富田の2筆分も含まれています。寄居町分の寄居町農業委員会による現況確認調査結果は、2筆とも保全管理とのかを申し添えます。また、申請書から、農作業常時従事要件と下限面積要件は満たすと考えます。

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

13番

議席番号13番山田が調査報告します。現地調査は、6月22日午前8時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名の計4名で行いました。申請場所ですが、旧国道254号線を寄居方面に向かい東武竹沢駅入り口付近の交差点を左折し、約500m進むと木部区民センターがあり、さらに約100m程の小さな橋を渡った山の方へ進んだところに現地があります。現在所有農地はフキ、ひまわり、果樹等作付されていた。申請地は所有農地に隣接しており、申請地西側には廃棄物処理場の高い塀があります。

議長 ありがとうございます。補足説明がある方はいますか。

(なし)

議長 特にないようですので、質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(8番 根岸委員 挙手)

議長 8番根岸委員。

8番 議席番号8番根岸です。3条取得なので意欲があるのであろうが、譲受人の年齢は何歳ですか。

13番 議席番号13番山田です。年齢は65歳です。

8番 議席番号8番根岸です。分かりました。

議長 他に意見・質問のある方は挙手願います。

(1番 清水委員 挙手)

議長 1番清水委員。

1番 議席番号1番清水です。作付予定作物に麦とありますが、麦は日当たりが良くないと育たないが、地図を見る限りだと南側が山のようなため、日照はどうなのか。

13番 議席番号13番山田です。現地は山も近いが、稲作を行っていた。

3番 議席番号3番松本です。山の樹木は雑木なので、冬場は落葉するので、そこそこ日も当たると思います。さらに、山と農地の間には4m位の川幅であるが、川もあり少し山から離れるので日も当たりやすいと思います。

竹沢(尾上) 竹沢地区尾上です。自分も草が生い茂った状態の農地を耕運し、麦を作ったことがある。最初からはいろいろな野菜に向かない土地でも麦を作った後であれば野菜に向くようになる。

議長 他に意見・質問のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のと

おり可決いたしました。

つづきまして、日程3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と判断されます。

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号1番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

3番

議席番号3番松本が調査報告します。現地調査は、議案第1号申請番号1番の調査後に、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名の計4名で行いました。申請場所ですが、旧国道254号線を寄居方面に向かい、元気プラザ入口を超えて約100m程の左側付近です。公図上は道路からの進入路があるが、現在通行が難しい状況であるため、隣接する株式会社HKCの敷地から調査させていただいた。現地周辺には住居もなく、申請地は20年物の雑木が生い茂り、地面はぬかるんでいる状態であり、農地としては無理だと判断します。許可基準としての周辺農地にかかる営農条件に影響はないと考えられ、計画面積が資材置き場に転用する今回の転用申請は問題ないと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(小川地区 内野委員 挙手)

議長

小川地区内野委員。

小川 (内野

小川地区内野です。転用後の資材置き場には何を置く計画になっているのか。

3番

議席番号3番松本です。手元の資料では、砂利、碎石、砂、玉石です。

小川 (内野

小川地区内野です。分かりました。

議長

他に意見・質問のある方は挙手願います。

(八和田地区 権田委員 挙手)

議長

八和田地区 権田委員。

八和田（権田	八和田地区 権田です。建築資材を置くとのことであるが、ぬかるんだところだと搬出入車が出られなくなってしまうので、埋め立てなどが考えられると思うが、申請はどのようになっていますか。
事務局	資材置き場にするにあたっての見積書が提出されています。これによると、整地をブルドーザー、敷き均し転圧をブルドーザー、ローラー、整形を行うとの記載があります。
八和田（権田	八和田地区権田です。分かりました。
議長	他に意見・質問のある方は挙手願います。 (意見・質問なし)
議長	特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 続きまして、日程4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第3号について説明いたします。 農業基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から承認を求められています。今回の申請の合計は82件、108筆、117,347㎡です。この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを報告します。よろしく申し上げます。
議長	ここでお諮りをいたします。本件は再設定、新規別に調査区ごとに審議したいと思えます。また、現地調査報告については申請番号順ではなく、番号が若い順からの担当調査員ごとで一括報告とし、採決については、申請番号順に処理したいと思えますが、いかがでしょうか。 (異議なしとの声あり)
議長	それでは、小川地区の再設定から審議したいと思えます。事務局より申請番号1番について説明願います。
事務局	申請番号1番について、申請番号、受人、土地の所在、面積、設定別、期間の順に説明いたします。 (再設定の申請番号1番の内容について記載事項を説明する。) 調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、調査報告を小川地区担当推進委員からお願いします。

1 番 はい、議席番号 1 番清水が申請番号 1 番について、現地調査の報告をします。
調査は 6 月 25 日午前 9 時から、農業委員 3 名、推進委員 2 名の計 5 名で行いました。
申請番号 1 番は、ビニールハウスを 2 棟建て精力的にされており、再設定ということもあり問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは、申請番号 1 番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 ないようですので、申請番号 1 番について、承認することに賛成の方は挙手願います。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、申請番号 1 番は承認されました。
続きまして、大河地区再設定を審議させていただきます。なお、申請番号 5 番、6 番は、議席番号 14 番 私、根岸徹が受人の申請になります。そして、申請番号 7 番から 9 番は、議席番号 5 番 森正雄委員が受人の申請になります。農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いする関係上、申請番号 5 番から 9 番までを除き審議をお願いいたします。
それでは、申請番号 2 番から 4 番まで及び 10 番についての説明をお願いいたします。

事務局 申請番号 2 番から 4 番まで及び 10 番の内容について説明いたします。
(再設定の申請番号 2 番から 4 番まで及び 10 番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは調査報告を大河地区担当推進委員からお願いします。

大河（島野） はい、大河地区担当推進委員島野が申請番号 2 番から 4 番、10 番について現地調査の報告をします。
調査は 6 月 24 日午後 1 時 30 分から、農業委員 3 名、推進委員 2 名の計 5 名で行いました。
申請番号 2 番は、耕運されておりすぐに作付できる状態であり、問

題ありません。

申請番号3番は、耕運されておりすぐに作付できる状態であり、問題ありません。

申請番号4番は、筆が複数あるが、麦や野菜作付されているところや作付がないところも耕運されておりすぐに作付できる状態であり、問題ありません。

申請番号10番は、クジャクソウが作付してあり、問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号2番から4番まで及び10番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(議席番号3番 松本委員 挙手)

議長

3番松本委員。

3番

議席番号3番の松本です。申請番号2番から4番までの受人の年齢は何歳くらいですか。

5番

申請番号2番から4番までの受人は夫、子ども2人とパート、研修生と共に有機農業を一生懸命に行っています。受人の年齢は50代前半だと思います。

3番

議席番号3番松本です。分かりました。

議長

他に意見・質問のある方は挙手願います。

(議席番号6番 田端委員 挙手)

議長

6番田端委員。

6番

議席番号6番の田端です。受人が夫でなく妻の名前になっているのはなぜか。

事務局

農地台帳上は妻が経営者となっていて認定農業者にもなっています。夫と家族協定を結んでいて、夫も認定農業者にもなっています。

6番

議席番号6番田端です。分かりました。

議長

他に意見・質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号2番から4番まで及び10番について順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号2番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号3番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号4番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号10番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
それでは、申請番号2番から4番まで及び10番について原案のとおり承認されました。続きまして、申請番号5番、6番について、議席番号14番根岸徹が受人の申請ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了までの間、退席させていただきます。議長を会長代理の議席番号13番山田委員にお願いいたします。それでは暫く退席させていただきます。

(議席番号14番根岸委員退席)

(議席番号13番山田委員、正面議長席へ移動)

議長

それでは、議席番号13番山田富子が議長を務めさせていただきます。
申請番号5番、6番の説明を事務局から願います。

事務局

議案第3号申請番号5番、6番の内容について説明いたします。
(再設定の申請番号5番、6番について記載事項を説明する。)
調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当推進委員から願います。

大河(島野)

はい、大河地区担当推進委員島野が申請番号5番、6番について現地調査の報告をします。
申請番号5番は、すでに花卉が作付してあり問題ありません。
申請番号6番は、すでに花卉が作付してあり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号5番、6番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号5番、6番について順次承認を取らせていただきます。
まず、申請番号5番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号6番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
申請番号5番、6番について原案のとおり承認されました。
それでは、審議終了ですので議席番号14番根岸委員の審議参加を許可します。

(議席番号14番根岸委員正面議長席へ移動)

議長

続きまして申請番号7番から9番までの審議になりますが、議席番号5番森正雄委員が受人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号5番森委員退席)

それでは、申請番号7番から9番までの説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第3号申請番号7番から9番までの内容について説明いたします。
(再設定の申請番号7番から9番までについて記載事項を説明する。)
調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当推進委員からお願いします。

大河(島野)

はい、大河地区担当推進委員島野が申請番号7番から9番までについて現地調査の報告をします。
申請番号7番は、すでに花卉が作付してあり問題ありません。
申請番号8番は、すでに花卉が作付してあり問題ありません。
申請番号9番は、すでに花卉が作付してあり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号7番から9番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(議席番号7番 田下委員 挙手)

議長

7番田下委員。

7番

議席番号7番田下です。地代が高いように思うが、どうしてか。

事務局

地代は情報提供はしているが、相対でやっている。八和田地区は農地が多いので比較的安かったり、使用貸借でやっていたりする。大河地区は平地が少なかったり、花卉をやっていて生産性が高いのでそれもあるのではないかと推測するところです。

7番

議席番号7番田下です。分かりました。

議長

他に意見・質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号7番から9番までについて順次承認を取らせていただきます。
まず、申請番号7番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号8番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号9番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
申請番号7番から9番までについて原案のとおり承認されました。
それでは、審議終了ですので議席番号5番森委員の審議参加を許可します。

(議席番号5番森委員着席)

議長

続きまして、竹沢地区再設定を審議させていただきます。申請番号11番から13番までの説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第3号申請番号11番から13番までの内容について説明いたします。

(再設定の申請番号11番から13番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を竹沢地区担当推進委員からお願いします。

竹沢（尾上

はい、竹沢地区担当推進委員尾上が申請番号11番から13番までについて現地調査の報告をします。

調査は議案第2号申請番号1番の現地調査後に、農業委員2名、推進委員2名の計4名で行いました。

申請番号11番は、稲作を行っていて問題ありません。

申請番号12番は、夏野菜を作付してあり問題ありません。

申請番号13番は、夏野菜を作付してあり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号11番から13番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号11番から13番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号11番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号12番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号13番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

申請番号11番から13番までについて原案のとおり承認されました。

続きまして、八和田地区再設定を審議させていただきます。なお、申請番号44番は、議席番号11番 千野純一委員の同居の親族に係る渡人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いする関係上、

申請番号44番を除き審議をお願いいたします。

それでは、申請番号14番から43番までの説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号申請番号14番から43番までの内容について説明いたします。

(再設定の申請番号14番から43番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

八和田（権田

はい、八和田地区担当推進委員権田が申請番号14番から23番までについて現地調査の報告をします。

調査は6月25日 午前9時から、農業委員5名、推進委員3名の計8名で行いました。

申請番号14番は、作付してあり問題ありません。

申請番号15番は、作付してあり問題ありません。

申請番号16番は、今年度は転作のため休耕であり問題ありません。

申請番号17番は、里いもが作付してあり問題ありません。

申請番号18番は、作付してあり問題ありません。

申請番号19番は、申請番号20番とで一枚となっていて稲作を行っており、問題ありません。

申請番号21番は、申請番号22番とで一枚となっていて稲作を行っており、問題ありません。

申請番号23番は、稲が作付してあり問題ありません。

八和田（湯本

八和田地区担当推進委員湯本が申請番号24番から25番までについて現地調査の報告をします。

申請番号24番は、作付してあり問題ありません。

申請番号25番は、作付していなかったが、本人に確認したところ作付する予定とのことで、問題ありません。

八和田（高橋

八和田地区担当推進委員高橋が申請番号28番から43番までについて現地調査の報告をします。

申請番号26番は、水稻作付してあり問題ありません。

申請番号27番は、水稻作付してあり問題ありません。

申請番号28番は、水稻作付してあり問題ありません。

申請番号29番は、水稻作付してあり問題ありません。

申請番号30番は、水稻作付してあり問題ありません。

申請番号31番は、水稻作付してあり問題ありません。

申請番号32番は、水稲作付してあり問題ありません。
申請番号33番は、水稲作付してあり問題ありません。
申請番号34番は、水稲作付してあり問題ありません。
申請番号35番、36番、37番は、草は多いが有機栽培で行っていて問題ありません。
申請番号38番は、水稲作付してあり問題ありません。
申請番号39番は、水稲作付してあり問題ありません。
申請番号40番は、ブドウが作付してあり問題ありません。
申請番号41番は、ブドウが作付してあり問題ありません。
申請番号42番は、麦作後で水稲作付することによって問題ありません。
申請番号43番は、水稲作付してあり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号14番から43番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号14番から43番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号14番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号15番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号16番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号17番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号18番について承認することに賛成の方は挙手願います。

す。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号19番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号20番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号21番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号22番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号23番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号24番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号25番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号26番について承認することに賛成の方は挙手願います。

す。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号27番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号28番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号29番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号30番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号31番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号32番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号33番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号34番について承認することに賛成の方は挙手願います。

す。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号35番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号36番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号37番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号38番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号39番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号40番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号41番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号42番について承認することに賛成の方は挙手願います。

す。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号43番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
申請番号14番から43番までについて原案のとおり承認されました。

続きまして、申請番号44番の審議になりますが、議席番号11番千野純一委員の同居の親族に係る渡人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号11番 千野委員退席)

それでは、申請番号44番の説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号申請番号44番の内容について説明いたします。
(再設定の申請番号44番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

八和田 (高橋)

はい、八和田地区担当推進委員高橋が申請番号44番について現地調査の報告をします。
申請番号44番は、水稻作付してあり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号44番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号44番について承認を取らせていただきます。
申請番号44番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号44番は承認されました。

それでは、審議終了ですので議席番号11番千野委員の審議参加を許可します。

(議席番号11番千野委員着席)

議長

続きまして、新規設定の審議を行います。
小川地区の新規設定、申請番号45番から56番までの説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第3号申請番号45番から56番までの内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号45番から56番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を小川地区担当推進委員からお願いします。

小川(内野)

はい、小川地区担当推進委員内野が申請番号45番から49番までについて現地調査の報告をします。

調査は6月25日 午前9時から、農業委員3名、推進委員2名の計5名で行いました。

申請番号45番から49番までのいずれの土地も数年間にわたって未利用地(遊休農地)となっておりカヤなどが繁茂しておりました。特に申請番号45番の土地については、実生だと思われるが柳や桑、エノキなどが生えてしまっている。近所の利用形態がブルーベリーやブドウなどの果樹を植えてあることから、地目は田であるが、果樹などの畑地利用が考えられる。未利用地なのでぜひ耕作してもらえればと思います。

1番

1番清水が申請番号50番、51番について現地調査の報告をします。

申請番号50番は、受人について精力的に耕作している方であり問題ないと思います。

申請番号51番は、数年前から作業受委託されており問題ないとおもいます。

6番

6番田端が申請番号52番から54番までについて現地調査の報告をします。申請番号52番は、数年前から作業受委託されており問題ないとおもいます。

申請番号53番は、体験圃場としたいとのことで問題ないと思います。申請番号54番は、台帳地目は田であるが、畑地利用に問題ありません。

小川（粟生田） はい、小川地区担当推進委員粟生田が申請番号55番、56番について現地調査の報告をします。
申請番号55番、56番は、稲作をするのに問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは、申請番号45番から56番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

（議席番号6番 田端委員 挙手）

議長 6番田端委員。

6番 議席番号6番田端です。申請番号45番から49番ですが、木が茂ったりしているが、補助金など活用して遊休農地解消をするのか。

事務局 今回の設定は、受人が受け入れている研修生の研修農地としてであり、前回の利用権設定で今回の少し東側の圃場で研修中です。その研修生から補助金を活用したいといった相談が町にありました。本人いわく、耕運のみで管理されているところよりは、雑草が生い茂っているところの方が地力があるので、自身の耕作に適しているとのことでした。

6番 議席番号6番田端です。分かりました。

議長 他に意見・質問のある方は挙手願います。

（質疑なし）

議長 ないようですので、申請番号45番から56番までについて順次承認を取らせていただきます。
まず、申請番号45番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号46番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号47番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号48番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号49番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号50番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号51番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号52番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号53番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号54番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号55番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号56番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
申請番号45番から56番までについて原案のとおり承認されました。

続きまして、大河地区新規設定を審議させていただきます。申請番号57番から62番までの説明を事務局から願います。

事務局

議案第3号申請番号57番から62番までの内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号57番から62番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当推進委員から願います。

大河（中村

はい、大河地区担当推進委員中村が申請番号57番から62番までについて現地調査の報告をします。

調査は6月24日 午後1時30分から、農業委員3名、推進委員2名の計5名で行いました。

申請番号57番は、耕運管理されていて問題ありません。

申請番号58番は、耕運管理されていて問題ありません。

申請番号59番は、野菜作付したいとのことで、管理されていて問題ありません。

申請番号60番は、耕運管理されていて問題ありません。

申請番号61番は、耕運管理されていて問題ありません。

申請番号62番は、地主に了解を得てケイトウの作付されており、管理されていて問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号57番から62番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号57番から62番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号57番について承認することに賛成の方は挙手願

ます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号58番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号59番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号60番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号61番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号62番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
申請番号57番から62番までについて原案のとおり承認されました。

続きまして、竹沢地区新規設定を審議させていただきます。申請番号63番、64番の説明を事務局から願います。

事務局

議案第3号申請番号63番、64番の内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号63番、64番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を竹沢地区担当推進委員から願います。

竹沢（栗島

はい、竹沢地区担当推進委員栗島が申請番号63番、64番について現地調査の報告をします。

調査は議案第2号申請番号1番の現地調査後に、農業委員2名、推進委員2名の計4名で行いました。

申請番号63番は、野菜作付したいとのことで、管理されていて問題ありません。

申請番号64番は、管理してありすぐに耕作可能で問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号63番、64番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

ないようですので、申請番号63番、64番について順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号63番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号64番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

申請番号63番から64番までについて原案のとおり承認されました。

続きまして、八和田地区新規設定を審議させていただきます。なお、申請番号65番、66番は、議席番号7番 田下三枝子委員が役員の農地所有適格法人に係る受人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いする関係上、申請番号65番、66番を除き審議をお願いいたします。

それでは、申請番号67番から82番までについての説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号申請番号67番から82番までの内容について説明いたします。

（新規設定の申請番号67番から82番までについて記載事項を説明する）

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

八和田（権田

はい、八和田地区担当推進委員権田が申請番号67番から69番までについて現地調査の報告をします。

調査は6月25日 午前9時から、農業委員5名、推進委員3名の計8名で行いました。

申請番号67番は、地主の了解を得て水稲作付されており問題ありません。

申請番号68番は、地主の了解を得て水稲作付されており問題ありません。

申請番号69番は、地主の了解を得て水稲作付されており問題ありません。

八和田（湯本

八和田地区担当推進委員湯本が申請番号70番について現地調査の報告をします。

申請番号70番は、地主に了解を得て作付されており問題ありません。

八和田（高橋

八和田地区担当推進委員高橋が申請番号71番から82番までについて現地調査の報告をします。

申請番号71番、72番は公社塾の研修圃場として野菜が作付されており、卒塾後は引き続き耕作するため問題ありません。

申請番号73番は、地主に了解を得て野菜が作付されており問題ありません。

申請番号74番は、地主に了解を得てジャガイモ、キャベツが作付されており問題ありません。

申請番号75番は、秋作用で管理されており問題ありません。

申請番号76番は、秋作用でのらぼう菜を作付することによって問題ありません。

申請番号77番は、地主に了解を得てコマツナが作付されており問題ありません。

申請番号78番は、耕運管理されていて問題ありません。

申請番号79番は、地主に了解を得て枝豆、サニーレタスが作付されており問題ありません。

申請番号80番は、地主の了解を得て水稲作付されており問題ありません。

申請番号81番は、地主の了解を得て水稲作付されており問題ありません。

申請番号82番は、地主の了解を得て水稲作付されており問題ありません。

せん。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号67番から82番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号67番から82番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号67番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号68番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号69番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号70番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号71番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号72番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号73番について承認することに賛成の方は挙手願いま

す。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号74番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号75番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号76番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号77番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号78番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号79番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号80番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号81番について承認することに賛成の方は挙手願います。

す。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号 8 2 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
申請番号 6 7 番から 8 2 番までについて原案のとおり承認されました。

続きまして、申請番号 6 5 番、6 6 番の審議になりますが、議席番号 7 番 田下三枝子委員が役員の農地所有適格法人に係る受人の申請になります。農業委員会法第 3 1 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 7 番 田下委員退席)

それでは、申請番号 6 5 番、6 6 番の説明をお願いいたします。

事務局

議案第 3 号申請番号 6 5 番、6 6 番の内容について説明いたします。
(新規設定の申請番号 6 5 番、6 6 番について記載事項を説明する)
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

八和田 (権田)

はい、八和田地区担当推進委員権田が申請番号 6 5 番、6 6 番について現地調査の報告をします。

申請番号 6 5 番は、以前利用権設定をしていたが、更新時期を逃してしまったため、今回改めての手続きをするものであり、畑は地主の了解を得て続けて耕作はしてあり問題ありません。田については、畔管理をしているが、3, 4 年前までは稲作をしていたが、水源の沼が絶えてしまっている状況であり、田に水をためて養魚をしていたが、必要なくなったので元に戻し整地をし、近いうちに返却をしたい考えである。

申請番号 6 6 番は、地主の了解を得て小麦が作付てあり社員の方が作業されており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号 6 5 番、6 6 番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号65番、66番について承認を取らせていただきます。
まず、申請番号65番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
次に、申請番号66番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。
申請番号65番、66番について原案のとおり承認されました。
それでは、審議終了ですので議席番号7番田下委員の審議参加を許可します。

(議席番号7番田下委員着席)

議長

続きまして、日程5 報告第1号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から2番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、報告案件ですのでご了解ください。
続きまして、日程6 報告第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地の埋立(盛土)工事の施工について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましても、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号についても、報告案件ですのでご了解ください。
以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第4回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後4時20分です。